

平成 27 年 10 月 1 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市図書館公式Twitterに関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市図書館公式Twitterのツイートに関する市長の関与について

2 質問の要旨

鎌議第 1269 号の答弁によれば、図書館のツイートについて削除するように指示を市長が行った事実はないとのことだが、市長が教育長、教育部長らから報告を受けた際に図書館のツイートについて、削除をした方が良いではないのかという旨の発言をしたことは事実か。

複数名の職員、メディア、議員から、すでに裏づけをとっており、事実明らかに答弁せよ。

3 答弁を求める者

教育長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 1 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を検討しており、早急に答弁を求める。)